

豊中市規則第 号

豊中市火災予防条例施行規則及び豊中市消防法施行規則の一部を改正する規則

(豊中市火災予防条例施行規則の一部改正)

第1条 豊中市火災予防条例施行規則（昭和37年豊中市規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>(林野火災に関する注意報の発令)</u></p> <p><u>第4条 林野火災に関する注意報（条例第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報をいう。以下同じ。）は、気象条件が次の各号のいずれにも該当し、かつ、これを必要と認めるときに発令する。ただし、当日に降水が見込まれ、又は積雪がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であるとき。</u></p> <p><u>(2) 次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>ア 前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。</u></p> <p><u>イ 乾燥注意報が発表されているとき。</u></p> <p><u>2 前項に定めるものを除くほか、林野火災に関する注意報の発令及び解除の伝達その他林野火災に関する注意報について必要な事項は、消防長が定める。</u></p>
(指定催しの通知)	(指定催しの通知)
<u>第4条 (省略)</u>	<u>第5条 (省略)</u>
(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)	(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)
<u>第5条 (省略)</u>	<u>第6条 (省略)</u>
(防火対象物の使用開始の届出)	(防火対象物の使用開始の届出)
<u>第6条 (省略)</u>	<u>第7条 (省略)</u>

(現行)	(改正後)
<p>(火を使用する設備等の設置等の届出)</p> <p><u>第7条</u> (省略) (劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催等の届出)</p> <p><u>第8条</u> (省略) 2 条例第45条第2項の規定により同項各号に掲げる行為について届出を行う者は、当該行為を行う日の3日前までに、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める届出書それぞれ2通を署長に提出しなければならない。ただし、同項第1号及び第3号に掲げる行為については、前日までとし、やむを得ない場合に限り口頭により行うことができるものとする。</p> <p>(1) 条例第45条第2項第1号の規定による行為 <u>火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書</u></p> <p>(2)～(5)</p> <p>(通信ケーブル等の設置の届出)</p> <p><u>第9条</u> (省略) (指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出)</p> <p><u>第10条</u> (省略) (水張検査等)</p> <p><u>第11条</u> (省略) (公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)</p> <p><u>第12条</u> (省略) (公表の手続)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置等の届出)</p> <p><u>第8条</u> (省略) (劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催等の届出)</p> <p><u>第9条</u> (省略) 2 条例第45条第2項の規定により同項各号に掲げる行為について届出を行う者は、当該行為を行う日の3日前までに、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める届出書それぞれ2通を署長に提出しなければならない。ただし、同項第1号及び第3号に掲げる行為については、前日までとし、やむを得ない場合に限り口頭により行うことができるものとする。</p> <p>(1) 条例第45条第2項第1号の規定による行為 <u>火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書</u></p> <p>(2)～(5)</p> <p>(通信ケーブル等の設置の届出)</p> <p><u>第10条</u> (省略) (指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出)</p> <p><u>第11条</u> (省略) (水張検査等)</p> <p><u>第12条</u> (省略) (公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)</p> <p><u>第13条</u> (省略) (公表の手続)</p>

(現行)	(改正後)
<u>第13条</u> (省略) (申請書等の様式)	<u>第14条</u> (省略) (申請書等の様式)
<u>第14条</u> (省略) (施行の細目)	<u>第15条</u> (省略) (施行の細目)
<u>第15条</u> (省略)	<u>第16条</u> (省略)

(豊中市消防法施行規則の一部改正)

第2条 豊中市消防法施行規則（昭和37年豊中市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
<u>第3条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、気象条件が次の各号のいずれにも該当し、かつ、これを必要と認めるときに発令する。</u> (1)・(2) (省略)	<u>第3条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）は、気象条件が次の各号のいずれにも該当し、かつ、これを必要と認めるときに発令する。</u> (1)・(2) (省略) <u>2 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報は、気象条件が次の各号のいずれにも該当し、かつ、これを必要と認めるときに発令する。ただし、当日に降水が見込まれ、又は積雪がある場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 強風注意報、暴風警報又は暴風特別警報が発表されているとき。</u> <u>(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であるとき。</u> <u>(3) 次のいずれかに該当するとき。</u> <u>ア 前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。</u> <u>イ 乾燥注意報が発表されているとき。</u>
<u>2 前項に定めるものを除くほか、火災警報の発令及び解除の伝達その他火災</u>	<u>3 前2項に定めるものを除くほか、火災に関する警報の発令及び解除の伝達</u>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
警報について必要な事項は、消防長が定める。	その他火災に関する警報について必要な事項は、消防長が定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。